

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

国際社会における制度の存在論的分析へ向けて： 言語行為と制度としての勢力均衡をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2021-09-23 キーワード (Ja): 社会存在論, 言語行為論, 国際社会論, 英国学派, 勢力均衡 キーワード (En): 作成者: 岸野, 浩一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00007991

国際社会における制度の存在論的分析へ向けて

— 言語行為と制度としての勢力均衡をめぐる —

岸 野 浩 一

要 旨

諸国家からなる世界を共通の規則と制度が存在する国際社会として理解する国際関係論の英国学派は、多元的なグローバル国際社会の秩序を支える外交や勢力均衡といった国際制度の存在を説き、それらの分析を展開してきた。しかし、制度が「存在する」とはいったいいかなる事態なのか。哲学の観点を重視するとされてきた英国学派において、国際社会の哲学的基礎（存在論）についての思索は十分に深められてきたとは言い難い。国際社会とその秩序を支える制度の問い直しへ向けて、本稿では、言語行為論を基礎として制度が「在る」とはどういうことなのかを問う「社会存在論」(social ontology)の研究を展開しているJ・R・サール(John R. Searle)の議論をふまえ、社会存在論を英国学派理論に適用し国際社会の制度を分析しうる可能性とその含意について、制度としての勢力均衡を主に取り上げて探究する。

キーワード：社会存在論、言語行為論、国際社会論、英国学派、勢力均衡

1 はじめに

諸国家からなる世界を共通の規則と制度が存在する「国際社会」(アナーキーな社会)として理解する国際関係論の英国学派は、とくに多元的な国際社会の秩序を支える外交や勢力均衡などの国際制度の存在を説き、それらの分析を展開してきた。しかし、そもそも制度が「存在する」とはいかなる事態なのか。哲学的観点を重視するとされる英国学派において、国際社会の哲学的基礎(とりわけ存在論)の思索については十分に深められてきたとは言い難い。国際的な制度や枠組に対する批判が先進諸国などで高まり、いわゆる自国第一主義が前面化しているとされてきた現今の世界情勢においては、国際社会の秩序とそれを支える諸制度のあり方の基礎を問い直すことがさらに重要となっているように思われる。

そこで、本稿では、まず英国学派の国際社会論とその根本的な制度とされる「勢力均衡」について確認する(2節)。続いて、制度が「在る」とは一体どういうことなのかを問う「社会存在論」(social ontology)の研究を、言語行為論を基礎に据えて展開するJ・R・サール(John R. Searle)の議論を概観する(3節)。そのうえで、J・R・サールの社会存在論とその基礎を

なす言語行為論を英国学派の理論に適用して、勢力均衡などの国際社会の制度を分析する意義や含意を探り（4節）、今後の研究上の検討課題や議論の拡張可能性について考察する（5節）。

2 英国学派の国際社会論と制度としての「勢力均衡」

2.1 国際関係論における英国学派と「国際社会」

「国際社会」(international society; society of states) を理論化する国際関係論の英国学派は、その起源や名称自体が論争的ではあるものの¹⁾、一般的には、ハーバート・バターフィールド (Herbert Butterfield) とマーティン・ワイト (Martin Wight) らを中心とする「国際政治理論に関するイギリス委員会」に端を発するとされ、「歴史・哲学・規範・原理」を関心の対象とする点に特徴があるとされてきた²⁾。主権国家からなる現代世界を世界政府は存在しないが一定の秩序が存在する一種の「アナキーな社会」としてみようとする国際社会論ないし国際関係論の社会的アプローチの提起が、同学派の理論的な特徴や貢献であるとされる³⁾。

国際社会の概念を「他の誰よりも発展させた人物」などと評される⁴⁾、英国学派の中心的人物であるヘドリー・ブル (Hedley Bull) は、「国際社会」を次のように定義している。

一定の共通利益と共通価値を自覚した国家集団は、それらの国々自身とその相互関係において共通の規則体系によって拘束されていると考えており、なおかつ、共通の制度 (common institutions) を機能させることについて、共同で責任を負うものと見なしているという意味において、一個の社会を形成している⁵⁾。

以上の定義にみられるとおり、国際社会は諸国家に共通する「利益・価値・規則・制度」の存在を特徴とする。諸国間の関係性を一種の社会として理解する英国学派による国際社会論の主要な分析対象は、国際社会を構成する「**制度**」(institutions) であり、国際社会の基本的な構成主体かつ基盤となる制度は「国家」(主権国家) である⁶⁾。

2.2 国際社会における「制度」の概念

「国家間の協力的要素の表現」であると同時に、その「協力を支える手段」である国際社会の諸制度として、ブルは「勢力均衡、国際法、外交のしくみ、大国による管理システム、ならびに戦争」を列挙し、こうした国際社会を支える諸制度について彼は以下のように定義する。

「制度」ということばは、必ずしも、組織や行政機構を指しているわけではない。むしろ、共通目標の実現へ向けて具体化された習慣と実行の集まりを指す⁷⁾。

上記の定義に見出されるように、ブルが提起した国際社会の諸制度は、条約などを通じて具体化された国際連合（UN）・世界保健機関（WHO）・世界貿易機関（WTO）などの政府間組織ないし「国際機構（国際機関；international organizations）」を指すわけではなく、慣習的で概念的に表現される外交や勢力均衡などを指している。ブルやワイトに代表される冷戦期の「古典的（classical）英国学派」においては、国際機構は上記の国際社会の（慣習的な）制度に依拠してこそ成立しうると考え、主として以上に引用した意味での制度を重視して研究を進めてきたとされる⁸⁾。

冷戦後の（「新英国学派」（Neo-English School）とも称される⁹⁾）現代英国学派の理論的支柱をなすバリー・ブザン（Barry Buzan）は、国際機構を英国学派の枠組で取り扱うための分析概念として、一次的制度（primary institutions）と二次的制度（secondary institutions）の区分を導入・提起した。一次的制度とは、（ブルらの古典的な）英国学派が語ってきた諸国家と国際社会の双方から構成される諸制度を指し、「設計された」というよりも「進化的に徐々に発展してきた」もの、手段的（instrumental）というよりも構成的（constitutive）なものを意味する。二次的制度は、レジーム論や（ネオ）リベラル制度主義が語ってきた諸制度であり、その大部分が諸国家により「意識的に設計されてきた」もの、すなわちレジームや国際機構（政府間組織）を指す¹⁰⁾。ブザンによるこれらの概念の導入以後、近時の同学派においては、具体的な国際機構への関心の高まりもみられる¹¹⁾。近年の研究成果について吟味するためにも、本稿では、ブルやワイトらを筆頭とする古典的な英国学派が元来重要視してきた慣習的な「制度」（ブザンの言う「一次的制度」）にまずは注目する。

2.3 国際社会における制度としての「勢力均衡」

ブルが掲げていた五つの主要制度は、並列的に論じられるものではなく、各制度の中心ないし根本には「**勢力均衡**」（the balance of power）が位置づけられる¹²⁾。一定の国家間の力の釣り合いが保持されなければ、諸国家間での共通利益や互惠性原理に基づいた外交や国際法は成立しえないためである¹³⁾。ブルによると、とくに勢力均衡は、国際法や国際機構などのソフトな制度が成り立つための根本的制度であり、「いかなる国家も優勢（preponderant）になることのないような力の配分」たる勢力均衡の存在が、諸国家の共存や国際社会の前提であるとされる¹⁴⁾。

ワイトも概ねブルと同様の見解を示しており¹⁵⁾、勢力均衡が諸国家の共通利益や国際社会全体の利益を守ることを論じている¹⁶⁾。しかし、ワイトはまた、国際関係思想の諸潮流（三つの伝統）において「勢力均衡」の捉え方が異なること¹⁷⁾、そして歴史的にみて「勢力均衡」には多数の（互いに相反しうる）意味が含まれることを子細に論じていた¹⁸⁾。勢力均衡の概念について、ワイトは例えば次の9つの意味に整理し示している。すなわち、①力の均等（even）配分、

②力が「均等配分されるべきである」とする原則、③既存の（および起りうるあらゆる）力の配分、④弱小国を犠牲にした大国の均等な拡大化の原則、⑤勢力が不均等に配分されてしまう危険性を回避するために「自らの側に力の余裕をもつべき」とする原則、⑥（「保持する」という動詞に準拠する場合）力の均等配分の維持における特別な役回り、⑦（同上）既存の力の配分における特別な有利性、⑧優勢（predominance）、⑨力の均等配分を齎す国際政治に固有の傾向性、以上の9つである¹⁹⁾。なお、英国学派の外部において、例えばE・ハースもまた同様に、勢力均衡の語に8つの意味を見出している²⁰⁾。勢力均衡概念のもつ意味の多様性を鑑みると、国際社会の根本的な制度であるとされてきた勢力均衡がそもそも「存在する」とはいかなる事態なのか、この点が問われることになる²¹⁾。しかしながら、従来の英国学派の諸研究は、「哲学」の観点を重視するとされてきたにもかかわらず、国際社会の制度の存在論を哲学的に掘り下げて詳しく検討してきたとは言い難い²²⁾。次節以降では、哲学の領域において近年研究が進められている社会の「制度」の存在論を概観し、その英国学派の理論への適用について検討する。

3 制度の哲学的基礎の探究としての「社会存在論」

3.1 社会科学の哲学における社会存在論

現代の科学哲学とくに「社会科学の哲学」(Philosophy of Social Science)において、人間が構築する社会や制度および制度のなかで成立する事実(制度的事実; institutional facts)が「存在する」とはいかなる事態なのかを問う「**社会(的)存在論**」(social ontology)が提起され、重要な研究課題の一つとして探究が進められている²³⁾。近時には、その哲学的探究と連動して、例えば経済学や法学の領域で重要となる諸制度、すなわち「お金」(money)や「法」(law)の存在論を展開する動きなどがみられるようになってきたが²⁴⁾、国際社会の領域に関して社会存在論の見地から哲学的に検討しようとする本格的な研究の動きは管見の限り未だ見られない。

そこで、上記の研究に着手すべく、本節では、社会存在論の第一人者ともいえるべき、現代の言語哲学および分析哲学の代表的人物であるジョン・R・サール(John R. Searle)が展開している、彼の言語行為論に基づく社会存在論についてごく簡単にではあるが紹介する。

3.2 ジョン・R・サールの社会存在論

サールによって展開された「社会存在論」²⁵⁾は、人間社会にみられる様々な「制度」(国家・所有(私有)・貨幣・大統領・大学教授・会社・スポーツ・ゲームなど)を創出し維持する基本構造とは何かを問い、その基本構造を以下のように分析している²⁶⁾。

例えばアメリカ合衆国の大統領という制度が成立する際、人や物が元来有している物理的構

造によるだけでは遂行しえない**機能**（大統領職の機能）が付与され、当該の機能が遂行されるためには、人々によって集合的に承認・受容された一定の**地位**（連邦政府を率いる大統領の地位）が必要である。そして、そうした地位によって付与される機能である**地位機能**には、サールによると例外なく「**義務論的権力**」（義務論的な力；deontic powers）が備わっているとされる（大統領の地位機能に付随する（連邦議会可決法案の署名への）拒否権など）。「**義務論的権力**」とは、地位機能に伴う権利・責務・義務・要求・許可・認可・権原などを一括して表現したものであり、権利などの場合は「正の義務論的権力」、義務などの場合は「負の義務論的権力」などと呼称される。義務論的権力が集合的に承認されることで、「**願望独立的な行為理由**」が成立する。例えば、他人の私有物という地位機能が認められた物体に対しては、「盗んではならない」という義務つまり負の義務論的権力を人々が負うことになり、その物体を人が勝手に取ってはならない理由が、各人自らの（「その物体が欲しい」などの）願望からは独立して（願望と無関係に）成立するのである。かくして、あらゆる制度は、人々を当人の願望とは無関係に拘束する広義の「力」（power）と表裏一体のものであることが明らかにされる。

3.3 社会存在論の基礎としての言語行為論

地位機能をもつ「制度」（例えばアメリカ合衆国大統領）や、制度を前提としなければ存在しえない具体的な「制度的事実」（ドナルド・トランプ大統領）が成立するとき、「Xは文脈CにおいてYとみなされる」として定式化される「**構成的規則**」の形式が見出される。例えば、「一定条件を満たす人物ドナルド・トランプ（X）は、2020年の米国（文脈C）において、合衆国大統領（Y）とみなされる」や、「この紙片（X）は、日本（文脈C）において1000円紙幣（Y）とみなされる」などの構成的規則の形式をとって、制度は成立するとされる。そして、この構成的規則の形式で表現される「発語」やそれと同じ論理形式をもつ表象が、人間社会のさまざまな制度を創出するとして、制度成立の基礎に「**言語行為**」（speech acts）の論理、つまり**言語行為論**が見出される。言語行為論によると、発語には、事実を記述する側面だけでなく、命名・約束・結婚・命令などの発語自体が行為をなす側面もあるため、発語や発話は言語を用いた一種の行為すなわち「言語行為」であるとされる²⁷⁾。言語行為は主に次の三類型に整理される²⁸⁾。第一には、文法構造に従った文の発語・発話そのものである「発語行為」（locutionary act）、第二に、発語行為のなかで（in）同時に遂行される別の行為（命名・約束・結婚・命令など）としての「発語内行為」（illocutionary act）、そして第三に、発語内行為によって（by）結果的に聞き手などの感情・思考・行為に対し何らかの効果を与える「発語媒介行為」（perlocutionary act）、以上の三つである。発語内行為は、サールによると、とりわけ主張や断言などの断言型（assertives）・命令や質問などの指令型（directives）・約束や宣誓などの拘束型（commissives）・感謝や祝福などの表現型（expressives）、そして宣言型（declarations）

に分類できるとされる²⁹⁾。

ある地位機能について、その存在を構成的規則の形式で表象することにより、制度を作り出すような発語行為を、サールは「**地位機能宣言**」(Status Function Declaration)と呼ぶ。例えば、米国憲法における「選挙人団の過半数票を獲得した大統領候補は次期大統領とみなされる」などの宣言がこれに該当する。地位機能宣言は、上記の言語(発語)行為のなかでも、命名・任命・結婚・宣戦布告などを例とする「宣言型」(declarations)の発語内行為である³⁰⁾。言語行為こそが、社会の諸制度を無から作り出し、その制度に一定の地位や従うべき「理由」と従わせる「権力」を付与するとされるのである。

以上のとおり本節で確認した、言語行為に制度の基礎をみるサールの社会存在論からは、英国学派的説く国際社会の制度をどのように捉え分析することができるのだろうか。

4 社会存在論による制度としての勢力均衡の再考

4.1 社会存在論からみる国際社会の制度としての国家

義務論的権力を有する社会的な事実や現実はすべて、サールのいう制度に含まれる。サールが列挙する社会の「制度」の典型例としては、具体的に、統治制度(立法府・行政府・司法府・軍隊・警察)、スポーツ制度(野球チーム・スポーツクラブ)、特定目的の制度(病院・学校・大学・労働組合・レストラン・教会)、経済的制度(会社や企業)、一般目的の構造的な制度(貨幣・私有・結婚・国家)、構造をもたず非公式で(多くの場合)不成文の制度(友人関係・家族・パーティ)などが含まれるとされる³¹⁾。そして、他の制度(家族・教育・貨幣・企業・私有・教会など)を統制する権力を有するため、「国家(政府)こそは究極的制度である」³²⁾。とくに国民国家(nation-state)は、「組織的暴力の独占」と「領土支配」という相互に関連する性格を併せ持つことで、他の地位機能に優越する「究極的な権力」(主権)が保障されていることを、サールは論じている³³⁾。この点から、ブルの論じていた国際社会を構成するその基盤的な制度たる「国家」が、サールの言う制度に該当することは明白であろう。

4.2 国際社会における制度の社会存在論による分析可能性とその意義

地位機能宣言によって創出される制度は、そもそも、なぜ「義務論的権力」を有するのか。サールは、あらゆる明示的な発語内行為は「コミットメント」を不可避免的に創出すると論じている³⁴⁾。記述や陳述などの断言型の発語内行為であれば、真実性へのコミットメント(陳述が偽であった場合の説明責任などの「義務」)が発生するとされ、発語内行為の遂行には、必ずコミットメントというかたちの「義務」が付随する³⁵⁾。そのため、宣言型の発語内行為たる地位機能宣言も、「義務論的権力」を有した制度とそれに基づく事実(私有・貨幣・政府・結婚

など)を創り出すとされるのである。

以上の観点から、英国学派が論ずる国際社会の諸制度をみると、制度は、各国の人々の願望からは独立した「行為理由」や制度を承認した国家どうしが互いに「義務」を負う状態を作り出すため、共通利益や秩序をもたらしようと同時に、果たすべき「義務」をめぐる、各国の人々の利益や願望とは無関係にかえって対立をもたらすことが明らかになってくるのではないか。例えば、国家の制度は「領土支配」をめぐる義務や願望独立的な行為理由を各国の人々に与えることになり、それによって各国の自由と独立を守ろうとする国際社会全体の傾向性とともに、物理的な人間が本来的にもつであろう生存のような願望に反する「領土支配」を維持するための戦争を、各国の人々が是認するような傾向性につながっていると言えよう。それでは、国際社会の中心的・根本的な制度とされる勢力均衡については、社会存在論の観点からどのように分析することができるのだろうか。

4.3 国際社会の制度としての勢力均衡の存在論的再考

勢力均衡は、国際関係論ないし国際政治学において「政策・状態・規範」として捉えられ³⁶⁾、多様な文脈と観点から議論されてきた。同語は、ワイトらが整理したとおり多様な意味内容を有するが、サールの「義務論的権力」の観点を導入することで、ブルの言う制度としての勢力均衡の意味内容とその含意が明確化されよう。すなわち、諸国家による「自制 (self-restraint) および他者の抑制 (the restraint of others)」としてとくに定義される制度としての「勢力均衡」は³⁷⁾、「抑制」(restraint)を自国と他国の双方に「要求」するという点で、サールの言う「義務論的権力」を有する制度であるといえる。

勢力均衡の制度が国際社会において中心的役割を果たす理由は、一つには国際社会の制度が成立するがゆえに生じうる各国の「義務論的権力」や「願望独立的な行為理由」による衝突を回避すべく、諸国家が相互に「抑制」することを求める「義務論的権力」を有するという点にあるといえる。だが、勢力均衡もまた「義務論的権力」を有する制度として承認されることで、各国に「力の均衡の維持」という義務やコミットメント、そして願望独立的な行為理由を生み出し、やはり物理的な人間がもつ願望(各人の物理的な生存)に反する戦争にもつながりうる。勢力均衡の維持を理由とした戦争の史実は、その証左でもあろう。サールによる言語行為論を基礎とする社会存在論は、国際社会の制度の基礎とともに、その制度がもつ「秩序や協調」への傾向と「紛争や対立」への傾向の双方を明確化するものであると考えられる³⁸⁾。

5 おわりに

本稿では、サールの哲学と諸先行研究をふまえ、言語行為論を英国学派の理論に適用し国

際社会の制度を分析する可能性とその含意について探ってきた。前節では、言語行為論に基づく社会存在論による勢力均衡などの国際社会の制度の分析を通じて、サールによる社会存在論の射程や意義を検討した。だが、サールの社会存在論は結局のところ「制度とは人々の承認・受容によって成立する」と論じているに過ぎないとする批判が各所より展開されており、哲学の理論として充分ではない可能性もある。言語行為論は、国際関係研究ではコンストラクティヴィズムないし言説・談話（discourse）に着目するアプローチによる理論的分析や、安全保障化（securitization）の概念構築において主に参照されてきたが³⁹⁾、これら既存の諸研究と本稿の内容との関連も問われよう。以上の点については、サールやJ・L・オースティン（J. L. Austin）の言語行為論などをより深く掘り下げることで、今後検討したい。

本稿の視点からは、制度の哲学的探究から社会の基本となる言語の探究へと向かい、云わば「言語哲学的なアプローチ」によって英国学派の国際社会論を異なった視点から更新していくことが可能になるのではないか。さらにまた、サールにおけるコミットメントの議論や、オースティンが指摘した事実確認的発言と行為遂行的発言との不可分性⁴⁰⁾などは、「ポスト真実」（post-truth）状況にあるとされる21世紀初頭の今日の世界において、英国学派の領野を越えた広範な含意や示唆を含むものであり、今後の研究と議論の余地が大いに残されているものと考えられる。

謝辞

本稿は、グローバル・ガバナンス学会 第13回研究大会（2020年11月15日）において発表した、研究報告「言語行為論による国際社会分析の可能性——制度としての勢力均衡をめぐって」の内容を加筆・再構成したものである。当該発表および本稿の内容に対し、貴重なコメントを寄せて頂いた同会参加者の方々ならびに二名の匿名査読者の先生方に、感謝申し上げます。

注

- 1) Jones, 1981.
- 2) cf. 岸野, 2019。
- 3) Linklater & Suganami, 2006; Dunne, 2008; Buzan, 2014.
- 4) Holsti, 2009, p.127.
- 5) Bull, 2002, p.13.
- 6) Bull, 2002; ブル, 2000。
- 7) ブル, 2000, 93頁。

- 8) 政府間組織ないし国際機構は、例えば国家・外交・国際法などの慣習的な諸制度がそもそも承認されていなければ原理的に成立しないためとされる。Knudsen, 2018などを参照。
- 9) Dunne, 2005, pp.77-8.
- 10) Buzan, 2004, p.xviii; Buzan & Yongjin, 2014, pp.234-5; Buzan & Schouenborg, 2018, p.8.
- 11) Knudsen & Navari, 2018.
- 12) Little, 2007, pp.148-58. なお、現代の同学派を牽引するブザンは、自由な国際経済のルールである「市場」を一次的制度として理解することにより、21世紀初頭の現代において「勢力均衡」の制度としての位置付けは格下げされることになると論じている (Buzan, 2004)。こうしたブザンの指摘については、岸野, 2012および岸野, 2020において批判的に検討している。
- 13) cf. esp. Bull, 2002, p.104.
- 14) Alderson & Hurrell, 2000, p.5.
- 15) ワイトの国際社会論および同論における勢力均衡の位置付けに関して、詳しくは角田, 2012を参照。なお、ワイトは、国際社会に固有の制度としては外交・同盟・中立などを挙げており (Wight, 1995 (1986))、同学派の論者によって提示・強調される制度の例は各々異なっている (Holsti, 2004; Buzan, 2004, p.174)。
- 16) Wight, 1977, p.149.
- 17) Wight, 1991.
- 18) Wight, 1966.
- 19) Wight, 1966, p.151.
- 20) Haas, 1953.
- 21) 岸野, 2020, 155頁。
- 22) cf. Buzan, 2004; Knudsen, 2018.
- 23) Cartwright & Montuschi, 2015; 中山, 2011。
- 24) Condello, Ferraris & Searle, 2019.
- 25) Searle, 1995; Searle, 2010 = サール, 2018。以下、本稿では、サール自身が社会存在論の「一般理論」であると称しているSearle, 2010 = サール, 2018での記述に従って議論を進める。
- 26) cf. esp. サール, 2018, 6-19頁。
- 27) Austin, 1962 = オースティン, 1978; 2019; Searle, 1969 = サール, 1986。
- 28) cf. esp. Austin, 1962.
- 29) サール, 1986; 2006。
- 30) サール, 2018。
- 31) サール, 2018, 143頁。
- 32) サール, 2018, 252頁。
- 33) サール, 2018, 255頁。
- 34) サール, 2018, 130頁。

- 35) サール, 2018, 131頁。
36) 湯川, 2014。
37) Bull, 2002, p.102.
38) この点に関連して、岸野, 2020では、近代世界システム論と国際社会論の接点を「勢力均衡」のもつ「秩序や協調」と「紛争や対立」の二面性に求め議論している。
39) Onuf, 1998; Holzsheiter, 2013; Wæver, 1995. なお、本稿の議論と関連しうる、コンストラクティヴィズムの観点による存在論や制度の基礎理論に関しては、例えば 石田, 2000 および三浦, 2000 を参照。
40) Austin, 1962, p.145; 野家, 1993, 157頁。

主要参考文献

【邦語文献】

- 石田淳 (2000) 「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」『国際政治』124.
岸野浩一 (2012) 「英国学派の国際政治理論におけるパワーと経済——E・H・カーとヒュームからの考察」『法と政治』63(2).
岸野浩一 (2015) 「勢力均衡」押村高 (編著) 『政治概念の歴史的展開 第7巻』見洋書房.
岸野浩一 (2019) 「国際政治経済学におけるデイヴィッド・ヒュームの哲学——「二つの英国学派」からの検討」『研究論集』110.
岸野浩一 (2020) 「近代世界システムとしての国際社会——グローバル政治経済における勢力均衡をめぐって」『研究論集』112.
J・R・サール (2006) 『表現と意味——言語行為論研究』山田友幸監訳、誠信書房.
角田和広 (2012) 「M・ワイトの国際社会論における勢力均衡の役割——英国学派の文脈から」『立命館国際地域研究』35.
中山康雄 (2011) 『規範とゲーム——社会の哲学入門』勁草書房.
野家啓一 (1993) 『言語行為の現象学』勁草書房.
H・ブル (2000) 『国際社会論——アナキカル・ソサイエティ』臼杵英一訳、岩波書店.
三浦聡 (2000) 「行為の論理と制度の理論——国際制度への三つのアプローチ」『国際政治』124.
湯川拓 (2014) 「国際社会における規範としての勢力均衡とその存立基盤」『国際政治』176.

【英語文献】

- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. (坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店、飯野勝己訳 (2019) 『言語と行為——いかにして言葉でものごとを行うか』講談社).
Alderson, K. & Hurrell, A. (2000). Bull's Conception of International Society. In K. Alderson & A. Hurrell (eds.), *Hedley Bull on International Society*. Palgrave Macmillan.

- Bull, H. (2002). *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd ed. Columbia University Press.
- Buzan, B. (2004). *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*. Cambridge University Press.
- Buzan, B. (2014). *An Introduction to the English School of International Relations: The Societal Approach*. Polity.
- Buzan, B. & Schouenborg, L. (2018). *Global International Society: A New Framework for Analysis*. Cambridge University Press.
- Cartwright, N. & Montuschi, E. eds. (2015). *Philosophy of Social Science: A New Introduction*. Oxford University Press.
- Condello, A., Ferraris, M. & Searle, J. R. (2019). *Money, Social Ontology and Law*. Routledge.
- Dunne, T. (2005). The New Agenda. In A. J. Bellamy (ed.), *International Society and its Critics*. Oxford University Press.
- Dunne, T. (2008). The English School. In C. Reus-Smit & D. Snidal (eds.), *The Oxford Handbook of International Relations*. Oxford University Press.
- Haas, E. B. (1953). The Balance of Power: Prescription, Concept, or Propaganda. In *World Politics*, 5(4). Cambridge University Press.
- Holsti, K. J. (2004). *Taming the Sovereigns: Institutional Change in International Politics*. Cambridge University Press.
- Holsti, K. J. (2009). Theorising the Causes of Order: Hedley Bull's *The Anarchical Society*. In C. Navari (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*. Palgrave Macmillan.
- Holzschel, A. (2013). Between Communicative Interaction and Structures of Signification: Discourse Theory and Analysis in International Relations. In *International Studies Perspectives*. International Studies Association.
- Jones, R. E. (1981). The English School of International Relations: A Case for Closure. In *Review of International Studies*, 7(1). Cambridge University Press.
- Knudsen, T. B. (2018). Fundamental Institutions and International Organizations: Theorizing Continuity and Change. In T. B. Knudsen & C. Navari (eds.), *International Organization in the Anarchical Society: The Institutional Structure of World Order*. Palgrave Macmillan.
- Linklater, A. & Suganami, H. (2006). *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*. Cambridge University Press.
- Little, R. (2007). *The Balance of Power in International Relations: Metaphors, Myths and Models*. Cambridge University Press.
- Navari, C. (2018). Modeling the Relations of Fundamental Institutions and International Organizations. In T. B. Knudsen & C. Navari (eds.), *International Organization in the Anarchical Society: The Institutional*

- Structure of World Order*. Palgrave Macmillan.
- Onuf, N. (1998). Constructivism: A User's Manual. In V. Kubalkova, N. Onuf & P. Kowert (eds.), *International Relations in a Constructed World*. Routledge.
- Searle, J. R. (1969). *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge University Press.
(坂本百大・土屋俊訳 (1986)『言語行為——言語哲学への試論』勁草書房).
- Searle, J. R. (1995). *The Construction of Social Reality*. The Free Press.
- Searle, J. R. (2010). *Making The Social World: The Structure of Human Civilization*. Oxford University Press
(三谷武司訳 (2018)『社会的世界の制作——人間文明の構造』勁草書房).
- Wæver, O. (1995). Securitization and Desecuritization. In R. D. Lipschutz (ed.), *On Security*, Columbia University Press.
- Wight, M. (1966). The Balance of Power. In H. Butterfield and M. Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*. George Allen and Unwin Ltd.
- Wight, M. (1977). *Systems of States*. Leicester University Press.
- Wight, M. (1995 (1986)). *Power Politics*. Continuum.

(きしの・こういち 外国語学部助教)